

公表

COMPETITION RULES

INFORMATION NETWORK CABLING

競技規則 V1.0

第 1.0 版 2019 年 8 月 8 日

※本競技規則は、第 57 回技能五輪全国大会においては、
情報ネットワーク施工職種限定です。



内容

1. 競技規則について	5
1.1 適用範囲	5
2. 安全衛生および環境	5
2.1 大会での安全衛生および環境方針	5
2.2 競技委員会の責務	5
2.3 安全衛生および環境の訓練と実施	5
3. インフラリスト、選手の工具箱および作業場の準備	5
3.1 材料と備品	5
3.1.1 定義	5
3.1.2 作成	5
3.1.3 公開	5
3.1.4 材料と備品の提供	5
3.1.5 不足品	6
3.1.6 代替品および追加材料	6
3.2 選手の工具箱	6
3.2.1 定義	6
3.2.2 原則	6
3.2.3 工具箱の大きさ	6
3.3 ワークエリアの割り当て	6
4. 職種定義	7
4.1 定義	7
4.2 優先順位	7
4.3 入手	7
4.4 更新と有効化	7
4.5 公表	7
5. 職種限定規則	8
5.1 一般事項	8
5.2 前日準備作業	9
5.3 競技開始前作業	10
5.4 競技開始	10
5.5 競技内容	10
5.6 競技の完了	11
6. 評価概要	12
6.1 概要	12
6.2 評価計画	12
6.2.1 標準仕様	12

6.2.2 比重	12
6.2.3 評価方法.....	12
6.2.4 基準	12
6.2.5 採点者向けの評価訓練	12
6.3 採点法	12
6.3.1 採点法の役割.....	12
6.3.2 採点幅	12
6.3.3 評価基準.....	12
6.3.4 評価基準項目(副評価基準)	12
6.3.5 評価基準項目(副評価基準)の評価細目	13
6.3.6 評価細目の数.....	13
6.3.7 得点の高さとバランス.....	13
6.3.8 採点様式の準備と使用	13
6.3.9 横向き採点様式.....	13
6.3.10 手順の変更	13
7. 競技課題.....	14
7.1 定義	14
7.2 作業時間と形式	14
7.2.1 競技課題の作業時間	14
7.2.1 時間の延長.....	14
7.3 倫理基準	14
7.4 作成	14
7.4.1 使用する材料と備品	14
7.4.2 形式	14
7.4.2 外部機関による作成.....	14
7.5 選定、検証、公開	14
7.5.1 公開	14
7.5.2 検証	15
7.5.3 選定	15
7.5.4 情報の守秘義務.....	15
7.5.5 競技課題の提出	15
7.5.6 作業内容の必須の変更	15
7.5.7 大会時における競技課題と評価に関する説明	15
7.5.8 知的財産の共有	16
7.5.9 完成した競技課題の保全	16
7.5.10 競技課題の所有権.....	16
8. 評価手順.....	17
8.1 評価方法	17
8.2 評価および採点の手順	17
8.2.1 競技の開始.....	17

8.2.2 評価採点チーム	17
8.2.3 評価採点チームの組織	17
8.2.4 メジャメント(測定)による評価および採点の特定手順	17
8.2.5 ジャッジメント(判定)による評価および採点の特定手順	18
8.2.6 評価および採点の順序	18
8.2.7 選手の前で行う評価または採点の禁止	18
 8.2.8 各日の評価と採点	18
8.2.9 採点基準による採点方法	18
8.3 採点の終了	19
8.3.1 確認様式	19
8.3.2 評価および採点の終了	19
8.3.3 競技の終了	19
8.4 採点集計システム	19
8.4.1 四捨五入	19
8.5 過失への対処	19
8.6 完成した競技課題の保全	19
8.7 結果の公表	20
 9. メダルと賞	20
9.1 金メダル、銀メダル、銅メダル	20
9.2 敢闘賞	20
9.3 参加証明書	20
 10. 大会におけるビデオ/写真撮影	20
10.1 メディア	20
10.1.1 大会前	20
10.1.2 大会期間中	20
10.2 その他の認定された関係者	20
10.2.1 大会前	20
10.2.2 大会期間中	20
 11. 問題と紛争の解決	21
11.1 用語の定義	21
11.2 原則および手続きの概要	21
11.2.1 原則	21
11.3 罰則	21

1. 競技規則について

1.1 適用範囲

競技規則は、技能五輪全国大会「情報ネットワーク施工」職種競技の組織および実施に関する問題解決法と規則を定義するものである。この競技規則は競技委員会によって更新される。参加者は競技規則を遵守しなければならない。

2. 安全衛生および環境

2.1 大会での安全衛生および環境方針

全関係者は、大会開催組織が制定した安全衛生および環境規則、職種競技のための安全衛生環境方針および規則を順守しなければならない。

2.2 競技委員会の責務

競技委員会は、職種定義に記載された安全衛生および環境の必要事項を含め、国内の安全衛生および環境に関する規則に準じて、職種競技を計画、実施する責任を負う。

2.3 安全衛生および環境の訓練と実施

競技委員会は、安全な大会を確保するために、必要な情報と訓練を選手及び作業場に立ち入る可能性のあるその他関係者全員に提供する。

3. インフラリスト、選手の工具箱および作業場の準備

3.1 材料と備品

3.1.1 定義

インフラリスト（以下、IL とする。）は、職種競技実施のために大会開催組織が提供する材料と備品のリストである。IL_A は競技委員会が準備する材料と備品のリストであり、IL_B は選手が持参しなければならない材料と備品のリストである。

3.1.2 作成

競技委員会は、大会 4 か月前までに IL の見直しを実施し、更新する。使用する材料は、業界標準であり、常に国内で入手可能な製品とブランドを選ぶこと。

3.1.3 公開

更新した IL は、速やかに職種連絡会等で公開しなければならない。

3.1.4 材料と備品の提供

競技委員会は、IL_A に記載されている備品と材料の全てを提供する。大会時、リストに掲載の備品または材料の一部が不足している場合は、競技委員会が責任をもって補充する。選手が持参できるのは、IL_B に記載されている備品と材料である。

全選手は IL_A で提供される材料と備品についてはそれを使用しなければならない。すなわち、選手が代替品として同じ機能の自己所有の道具を作業場に持ち込むことはできない。

3.1.5 不足品

IL_A に記載された材料および備品が不足している場合は、選手は自ら競技主査に報告しなければならず、競技委員会は、補充を手配する。選手の工具箱に職種定義記載の品目が入っていない場合は、競技主査に報告する。

3.1.6 代替品および追加材料

最初に提供された品目を紛失または破損した場合、選手は代替品または追加材料の提供を求めることができる。ただし、代替品または追加材料の提供は減点対象となる場合がある。競技委員は当該の減点対象の範囲を決断し、選手へ通知しなければならない。

3.2 選手の工具箱

3.2.1 定義

「選手の工具箱」とは、職種定義で記載のとおり競技課題を完成するために選手が持参する工具が収納されている各種の入れ物のことである。

3.2.2 原則

選手が大会へ持参すべき個人工具に関しては、選手の知識を尊重すること。競技委員会は工具箱に収納されるべき個人工具の数量と種類（メーカー名ではない）を明確に定義し、職種定義に確実に明記すること。全選手に対し平等な機会を設けるために、決定した個人工具の数量を遵守することが重要である。

3.2.3 工具箱の大きさ

各選手用の作業場に置くことができる工具箱の最大サイズは、職種定義に記載する。競技委員会は工具箱の大きさを監視することが求められ、特定の規格よりも大きい場合は、選手は大会終了まで作業場の外に工具箱を出しておかなくてはならない。工具の分量が工具箱の最大サイズに収納可能である場合は、選手はその工具を自身の作業場に置くことができる。競技委員会は、それらの工具の安全性を確保すること。

3.3 ワークエリアの割り当て

ワークエリアは抽選によって無作為に選手へ割り当てられる。クジ引きは選手が行う。大会前で選手が不在の場合は指導員が、大会時ならば選手が行う。

4. 職種定義

4.1 定義

職種競技は、以下を定める。

- ・ 職種競技の名称
- ・ 関連する職業上の役割または職業
- ・ 技能五輪全国大会の標準仕様（JSSS）
- ・ 評価仕様
- ・ 採点法
- ・ 競技課題の開発/選定/確認/（該当する場合は）変更の手順
- ・ 競技課題の公開
- ・ 職種競技の実施
- ・ 職種限定の安全衛生および環境に関する必要事項
- ・ 選手および競技委員によって提供される材料および機器類
- ・ 作業場内で禁止されている材料および機器類

職種定義は、職種競技エリアのレイアウト例（主に前回大会を参照）を提示することもある。競技委員会が提供する材料や備品については定義していない。それらはインフラリストに記載されている。

4.2 優先順位

職種定義は競技規則を覆すことはできない。矛盾がある場合は競技規則が優先される。

4.3 入手

職種定義は大会 6 カ月前に入手が可能になる。

4.4 更新と有効化

世界中の産業界や商業界の模範事例を反映するため、職種定義は各大会で競技委員によって更新される。職種定義は大会時に競技委員の 80% の署名によって、更新され、有効となる。更新され、有効となり、提出された職種定義は、職種定義の標準仕様についての流通性と妥当性を確実にするために、関連業界の専門家に意見を求める。重要な変更点または意見がある場合は、競技主査と討議すること。

4.5 公表

職種定義に関する決定事項や提案は、大会 6 カ月前までに参加者へ公表されなければならない。

5. 職種限定規則

競技委員会は大会時に職種限定規則を作成する。職種限定規則は職種定義で説明されている。職種限定規則は競技規則に矛盾または優先してはならない。認定を受けた人物が職種限定規則に違反した場合は、減点対象となることがある。

5.1 一般事項

(透明性・公平性・持続可能性の確保)

- ・ 全ての競技課題は公開する。
- ・ 全ての採点基準は事前に公開する。
- ・ 全ての採点結果、採点表は選手本人及び登録指導員に公開する。
- ・ 採点結果の根拠となる写真は全て、選手本人及び登録指導員に公開する。
- ・ 上位入賞者の採点結果の概要は、登録指導員に公開する。
- ・ 競技課題は、技能五輪国際大会の競技課題と可能な限り同じとする。
- ・ 採点基準は、技能五輪国際大会の採点基準と可能な限り同じとする。

(安全)

- ・ 安全に十分注意して作業を行うこと。重大な怪我等があった場合には、競技を中止する。
- ・ 全ての作業時は必ず保護めがねを着用すること。
- ・ 競技中にケーブルなどが競技エリア外に出ないようにすること。

(部材・工具)

- ・ IL_Aに記載された物品は支給する。また、IL_Bに記載された物品は選手が持参すること。
- ・ IL_Aに記載された物品は持参し使用してはいけない。
- ・ 一部のモジュールにおいて、当日いくつかの部材等を変更する場合がある。その部材等の取扱い説明は競技前日に行う。なお、練習用サンプルを配布した場合は持ち帰って練習しても良い。
- ・ 許可された工具・治具等以外の使用はできない。
- ・ 課題ごとで作業台、工具箱などの入れ替えができる。
- ・ 競技中は作業台、工具箱を置いて故意に観客から作業が見えなくしてはいけない。
- ・ 同一企業の選手間での予備品の共有は可能である。
- ・ 融着機などの同一機器の複数台の同時使用はできない。

(工具箱・機器チェック)

- ・ 作業台、工具箱等は、事前に競技委員がチェックを行い合格した物のみ競技で使用することができる。
- ・ 工具箱・作業台チェックを競技開始前々日（木曜日）に行う。チェックに合格した者は、工具箱の展開ができる。
- ・ 測定器（OTDR、Flukeなど）の確認・初期化は競技前日の課題説明時に、登録指導員と競技委員で行う。確認した機器には、確認シールを貼る。

(作業台)

- ・ 作業台の使用は1個のみとし、体積（サイズ）は0.2m³以内とする。これ以内であれば、(H) × (W) × (D) は自由。
- ・ 1つの作業台を変形し 2 個以上の作業台として使用しないこと。また、いかなる変形もしないこと。
- ・ 作業台から横などに広がる羽型のテーブルを取り付けないこと。
- ・ 作業台内には、工具・部材等を収納する棚を取り付けても良い。
- ・ 融着機の箱を作業台として使用しても良い。
- ・ 治具は、工具箱チェック後に作業台に自由に取り付けることができる。ただし、治具は工具箱チェックの際に工具箱に収納されていた物のみとする。
- ・ サブラックを作業台として使用できる。ただし、サ布拉ックに配線するケーブルに関する作業のみとする。

(椅子)

- ・ 椅子は1個のみ使用できる。
- ・ 椅子を作業台や工具箱等として使用しないこと。

(工具箱)

- ・ 工具箱の体積（サイズ）は、 0.13m^3 以内とする。このサイズ内であれば、複数個でも良い。

(設備)

- ・ 会場内の場所により競技エリア内の照度が異なることがあるので、持参した照明を競技エリア内に設置しても良い。

(ゴミ箱)

- ・ ゴミ箱は複数個使用できる。
- ・ ゴミ箱には、ゴミに関連しない治具等を取り付けてはいけない（各清掃用具のみ可）。

(競技課題)

- ・ 一部のモジュールを除き、競技課題は、封筒に入れた状態で競技前日（金曜日）に各選手に配布する。その後、競技委員による課題説明及び質疑応答を行う。
- ・ 競技課題は、競技エリアの外に持ち出してはいけない。競技会場を退出時は封筒に入れテーブルの左上隅に置いておくこと。
- ・ ディスカッション・フォーラム（Q&A）は競技ルールの補足版であり、厳守しなければならない。ただし、Q&Aと競技ルールが矛盾している場合は、競技ルールを優先して行うこと。
- ・ 競技ルールが守られていない場合には、競技委員が警告を与えることがある。
- ・ 事前に公開されている競技課題は、大会時に最大30%程度変更することがある。なお、部材の変更はこの範囲に含まれない。
- ・ 各課題については、配布文書を参照のこと。

(競技中)

- ・ いかなる私語も禁じる。
- ・ 質問や緊急事態等の場合は、挙手により競技委員に知らせること。
- ・ 工具などの交換を行う際に競技エリア外に出る必要がある場合は、競技委員の許可を得てから行うこと。
- ・ 競技委員の呼び出す場合は、呼び出しボタン（各ベース設置予定）を押すこと。呼び出しボタンを押さず、競技委員に直接話しかけることは禁止する。なお、呼び出し時に、競技委員の到着が著しく遅れるなど、競技主査が必要と判断した場合は、競技時間を延長する場合がある。

(評価・採点)

- ・ 採点表（Doc.2_a）により行う。
- ・ 融着スリープの評価法は、別紙2（融着スリープの評価法）を参照のこと。

(登録指導員)

- ・ 競技委員と選手が個別に連絡等をする場合の仲介、競技課題等に関する協議事項が発生した場合の選手所属施設の担当者として、登録指導員を決める。なお、登録指導員数は選手2名当たり1名とする（選手5名の場合は3名）。
- ・ 登録指導員は、休憩時間に選手と自由にコンタクトすることができる。
- ・ Module2の競技委員による測定試験時に、登録指導員は選手と共に立ち会うことができる。
- ・ Module3終了後、登録指導員及び選手は、許可があるまで会場を離れないこと。

5.2 前日準備作業

ここでいう前日準備作業とは、競技前日までの作業をいう。

- ・ 全日準備作業は、登録指導員等関係者の補助を得ることができる。
- ・ 支給材料・競技設備について点検し、不具合等がある場合は競技委員に申し出ること。競技中の申し出は受け付けない。
- ・ 事前設置された設備（19インチラック等）は準備作業のため移動しても良いが、作業終了後は所定の位置に戻すこと。
- ・ Fig.M3M_5を基に配線ダクトを競技ベースに取り付けること。

- ・ その他、準備できる作業は以下である。
 - ✓ ケーブルの巻き直しとまとめ
 - ✓ 支給部材等の取り出しと整理、分解
 - ✓ 持参機器・工具の配置
 - ✓ 持参機器の充電

- ・ 準備できない作業は以下である。
 - ✓ ラベル、施工票等の記入
 - ✓ マジックテープ・PVC テープの切断
 - ✓ 結束バンドの固定部に先端部を通す
 - ✓ 部材等への結束バンドの取り付け
 - ✓ テープの切断
 - ✓ ケーブルへの剥ぎ取り長のマーキングや識別のためのテaping等
 - ✓ 支給材料の備品の取付

- ・ 前日準備作業の注意事項は以下である。
 - ✓ 準備時にケーブルをまとめるために使用するテープ色は「白」、競技中に使用するテープ色は「黒」とする。
 - ✓ 蓋がある接続箱等は、蓋を閉めておくこと（ネジ等の固定は必要ない）。
 - ✓ 光接続箱等の収納用品は接続箱内に入れておくこと。
 - ✓ 特に指示のない部材については、原則として、予め付いているものは外さない、付いていないものは付けないこと。

5.3 競技開始前作業

ここでいう競技開始前作業とは、競技当日の各課題開始前の作業をいう。

- ・ 選手は、競技委員の指示により、競技開始前に、登録指導員等関係者の補助を受けて、競技エリアに入り競技準備をすることができる。なお、登録指導員等関係者は競技エリアに立ち入ることはできない。
- ・ 原則として、前項の「前日準備作業」における作業は行わないこと。
- ・ 競技開始 10 分前からは、選手のみ作業ができる。
- ・ 2 日目においては、前日の施工状態の変更は、競技委員の指示があった場合のみ可能である。
- ・ 競技開始 10 分前に前日に回収した封筒に入れた課題を配布する。
- ・ 課題用紙が配布された後は、次のことに注意すること。
 - ✓ 課題用紙は封筒に入れたまま、出さないこと。
 - ✓ 指導員、他の選手及び見学者との接触をしないこと。
 - ✓ 競技開始の合図があるまで工具や部材に触れないこと。
 - ✓ 競技エリアを離れる際は配布された課題や文書は指定された位置（テーブル左上隅）に置き、持ち出さないこと。
 - ・ 課題用紙、画板、時計、電卓、筆記用具以外は、作業台の上には置かないこと。
 - ・ 作業台等は、使用する場所等に配置せずに、なるべく一か所にまとめて置いておくこと。
 - ・ 競技開始 1 分前の合図で、競技エリア前面に整列し待機すること。

5.4 競技開始

- ・ 挨拶すること。

5.5 競技内容

(施工方法)

- ・ 競技課題で使用する部材の工法は、各取扱説明書を参照すること。
- ・ 原則として採点の際の基準は、施工説明書、取扱説明書及び各種規格・標準による。
- ・ 実際の（現場）の施工作業を想定した作業方法をとること。競技のための特別な施工方法は認めない。

- ・現実には異なる場所にあると思われる部材等（の完成品）は、同じ位置に配置しないこと。
- ・指定されたケーブル長は、特に指示がない限り、切り詰めて配線しないこと。
- ・光ファイバ心線の曲げ半径は特に指示がない限り、R30として取り扱うこと。
- ・課題の配線、施工は、施工後の保守や再接続等についても考慮して行うこと。
- ・ケーブルを固定する金具（ケーブル固定部品）を使用しても良い。
- ・ツイストペアケーブルの結線は、特に指示がない限り、T568Aとする。ただし、ケーブルがT568Bである場合には、それに従っても良い（パッチコード、シールドなど）。
- ・課題の配線性能規定はクラスD/Eを基本とする。
- ・準備作業時にテープ等でまとめたケーブルは、配線・作成・整理時にはテープ等を必ず一度剥がすこと。
- ・ピグテールコードとパッチコードは、接続する前に必ず一度伸ばすなどして丸めたまま使用しないこと。
- ・熱収縮スリーブは、別紙により施工すること。

(作業)

- ・現実には異なる場所で行うと想定される作業を同時に行つてはならない。作業的に同時にを行うことが正しくないと思われる場合も同様である。ただし、最終点検に類するものは同時に行うことができる。個別の事例についてはQ&Aを参照のこと。
- ・測定試験や通線作業など通常は二人作業が一般的であるものや、現実には異なる場所での作業が想定されるが競技課題上の制限からできないものは、競技エリア内の同一場所で作業を行うことができる。
- ・全ての光コネクタの接続時には、コネクタ端面側とレセクタプクル側を必ずクリーニングすること。なお、可視光検査の際は、光コネクタの清掃は必要ない。

(施工票)

- ・施工票は、指定された用紙を使用すること（第55回大会と同一用紙）。
- ・記載した全ての施工票は、競技終了時にテーブルの上にまとめて置くこと。

(ラベル)

- ・指示されたパネル・箱・ケーブルには、ラベルを取り付けること。詳細は「labeling guideline」を参照のこと。
- ・全てのラベルは競技中に記載しなければならない。
- ・束ねたケーブルへのラベルは、マーカーホルダを使用すること。
- ・空きポート等、ケーブルが接続されていない部分へのラベルは必要ない。

5.6 競技の完了

- ・競技の完了は、以下の作業を全て終了した時点で挙手により競技委員に知らせること。なお、競技委員が確認し、不十分と思われる場合には指摘するのでそれに従い直すこと（この場合は競技時間内に含まれる）。その上で終了となる。また、直接的に機能に関係しない事項、例えば、整線が不十分、ラベリング等の「一部」つけ忘れ、工具の整理整頓不十分、などはその項目のみの減点とする。

- ✓ 課題の全ての内容
- ✓ 自主点検
- ✓ 作業台・工具等の整理整頓（原則として競技開始前の状態に戻す）
- ✓ 清掃（養生の片付けを含む）
- ✓ 提出物（施工票、測定記入用紙、など）を所定の位置に置く
- ・施工中に取り付けた治具など（クロージャ取付けの際の作業台、等）は、作業終了時に必ず外すこと。
- ・駆け込み終了とみなされた場合は、減点する。
- ・測定記入用紙は、机の上に置いておくこと。

6. 評価概要

6.1 概要

評価は技能五輪国際大会の評価原則と手順に準じて行われる。

技能五輪全国大会の評価の種類は、メジャメント（測定）およびジャッジメント（判定）の2つとする。両方の評価方法において、明確な基準を使用しなければならない。評価基準は技能五輪国際大会の事例及び関連産業界の模範事例を参照する。

競技の評価を援助する主な方法は、採点比重を含む関連する標準仕様、採点スキーム、競技課題である。

6.2 評価計画

6.2.1 標準仕様

職種定義に含まれる標準仕様は、当該職種競技において評価されるべき事項を決定する。

6.2.2 比重

標準仕様の各セクションに割り振られた比重によって、採点スキームの点数配分が決定される。標準仕様に記された比重の釣り合いが維持されることを条件として、5%の範囲で誤差が許容される。競技委員会はこの配分が維持されていることを確認する。

6.2.3 評価方法

標準仕様書を十分に反映するために、様々な評価方法が推薦される。

6.2.4 基準

全ての評価に対して採点スキームに提示された明確な基準があり、それに従って実践される。全選手はこの規準に照合して評価される。いかなる状況においても、評価や採点において選手に序列をつけることは禁じられる。

6.2.5 採点者向けの評価訓練

採点者が規則と手順に従い、質の高い、専門的な評価を確実に行えるように、大会直前(4日前～1日前)に審判のための評価訓練が実施される。この訓練は必須事項である。

6.3 採点法

6.3.1 採点法の役割

採点法は、当該の職種競技を表す基準を評価に結び付けるものである。標準仕様の比重を反映することによって、競技課題の枠組みを確立する。

6.3.2 採点幅

各競技の採点スキームは100点満点のスケールを用いる。

6.3.3 評価基準

採点法の主項目は評価基準である。これらは、標準仕様または競技課題の項目と同じ場合もあれば、異なる場合もある。通常は5つから9つの基準がある。基準の構成方法に関わらず、評点の配分は標準仕様の比重を反映するものとする。

6.3.4 評価基準項目(副評価基準)

各基準は1つ以上の評価基準項目(副評価基準)に細分化される。採点様式はこの評価基準項目(副評価基準)を基に構成されている。

6.3.5 評価基準項目(副評価基準)の評価細目

各評価基準項目（副評価基準）は1つ以上の評価細目に細分化され、それぞれに評点が配分される。評価細目はメジャメント（測定）またはジャッジメント（判定）に分類され、採用された採点方法を反映する。

6.3.6 評価細目の数

評価細目の数は75から200が望ましい。上限/下限の範囲は50から300である。

6.3.7 得点の高さとバランス

3点以上に値する評価細目は存在しない（可能なのは合計評点の2%まで）。

6.3.8 採点様式の準備と使用

評価基準項目（副評価基準）ごとに一つの採点様式を用意する。採点様式には、ジャッジメント（判定）またはメジャメント（測定）、もしくは両方で評価および採点が実施される全ての評価細目を含むこと。各採点様式には、採点基準と各評価細目の最大得点を含め、評価基準項目（副評価基準）の評価細目の詳細を明記すること。

6.3.9 横向き採点様式

横向き採点様式は、採点様式の1枚のページに2人以上の選手の点数が記録される場合に使用される。横向き採点様式はジャッジメント（判定）およびメジャメント（測定）両方の得点および評点を記録するために使用される。

6.3.10 手順の変更

例外的な状況においては、競技主査が手順の変更に同意する。

7. 競技課題

7.1 定義

競技課題は職種競技の評価を行うための手段である。職種定義は、競技課題の形式/構造、開発、検証、選定、公表、（適切な場合は）変更などと共に、競技課題が見本として示すべき関連作業の役割と基準を規定する。

7.2 作業時間と形式

7.2.1 競技課題の作業時間

競技課題は2日間以内に6から12時間の作業時間で行われるよう作成される。規定された基準と照合して、選手の実技を評価および識別する条件を最適化するよう競技課題が作成される。また、必要な面積、インフラ、資源を最小限に抑えるように作成される。

7.2.1 時間の延長

モジュールを完了するために時間の延長が必要な場合、競技主査の承認を競技終了60分前までに得なければならない。時間延長の承認前に、その他のあらゆる可能な解決策を探さなければならない。

7.3 倫理基準

全競技委員には、最高の品位、誠実さ、公平さをもって行動することが求められる。これに関して最も重要な必須条件の1つは、他選手が受け取っていない競技課題の事前情報を受け取ることによって、不当に優位に立つ選手または選手チームがないようにすることである。

7.4 作成

7.4.1 使用する材料と備品

競技課題は、インフラリストに掲載および/または選手の持参する材料と機材を使用して完了できるように作成されるものとする。

7.4.2 形式

競技課題は職種定義に規定されているようにWord及びVISOで作成され、PDFファイルにて用意される。全競技課題（図面と文書）はWSIと同様のテンプレートを使用する。

大会時に発表された競技課題案は大会終了後デジタル形式で中央職業能力開発協会へ提出される。

7.4.2 外部機関による作成

競技課題、評価基準と材料及び機材リストのドラフトは外部機関が作成してもよい。外部機関は倫理行動規程を理解し、WSIの守秘義務およびプロ意識に関する合意書に署名する。

7.5 選定、検証、公開

競技課題の選定、検証、公開については、職種定義で定められている。

7.5.1 公開

競技課題の公開予定については職種定義に規定されている。

7.5.2 検証

競技課題とともに、機能や構造または職種競技に適した時間内での完了を証明するもの（例；材料、機材、知識、時間などの制約内での競技課題の完成品の写真）が添付されなければならない。競技課題は、インフラリストに記載された機器類および材料と選手が持参する道具のみを使用して完成させられるものでなくてはならない。職種定義はこの過程について規定する。

7.5.3 選定

大会の競技課題は競技委員による単純な過半数投票によって決定される。職種定義はこの過程について規定する。競技課題が外部機関によって作成される場合は、競技委員は課題の選定過程に関わらない。

7.5.4 情報の守秘義務

競技課題に関する情報は2つの基本方針に従って公表される。

- ・ 知る必要性－職務遂行のために必要とする者にのみ知らせる
- ・ 時宜に適して－必要な時に

競技委員以外の者は開発中の競技課題の内容は知らないことが絶対条件である。つまり、競技委員は競技主査の承認なしに、助力を得るために他の人物を関与させてはならない。

競技委員が部外者（例えば、専門的な図面を描く製図家や機械設備の輸送関係者など）を競技課題作成に関与させる必要がある場合は、当該の人物を関与させる「前に、以下の2つを行わなければならない。

- ・ 競技主査から書面の承認を得ること。
- ・ 当該の人物に倫理行動規程を学習、理解させた上で、WSIの守秘義務およびプロ意識に関する合意書に署名させること。

安全と守秘義務についての責任は競技委員に委ねられる。秘密保持違反は、WSIならびに当該競技委員の所属組織の品位を落すことになる。

7.5.5 競技課題の提出

各競技課題の公開時には、並行して作成、開発された採点スキームが添付されなければならない。事前公開の場合、競技課題と採点スキームは大会時に最低30%の変更の対象となる。この変更後、選手は採点集計様式のみを受け取る。選手には詳細なメジャメント（測定）およびジャッジメント（判定）採点様式を渡さない。採点法の最終版には競技委員の過半数（50%+1人）の同意が必要である。

7.5.6 作業内容の必須の変更

競技課題が事前に選手へ公開されている場合、競技委員は大会開催組織が提供する機器類および材料の範囲内で作業内容の最低30%を変更する。この30%の変更は、審判団の投票によって大会3日前までに決定される。

7.5.7 大会時における競技課題と評価に関する説明

モジュール形式以外の競技課題の場合、大会開始直前に、選手は採点集計様式の受領を通じて完全な競技課題、関連の説明資料、評価基準情報を得る。選手がこれらを検討し、質問するための時間として、競技時間外に最低1時間が与えられる。モジュール形式の競技課題の場合、各モジュールの開始時に、選手は当該モジュールの採点集計様式の受領を通じて関連文書、説明資料、評価基準情報を得る。競技主査または各モジュール担当競技委員が必要に応じて選手に説明を行う。選手がこれらを検討し、質問するための時間として、競技時間外に最低15分間が与えられる。

7.5.8 知的財産の共有

競技に適していると公表された競技課題は、今後全ての関係者が利用できるよう運営協力団体事務局が保管する。これらの競技課題はデジタル形式で事務局に提出される。

7.5.9 完成した競技課題の保全

競技主査の承認がない限り、全ての評価が完了する前に競技課題の撤去/分解ならびに作業場及び設備の解体を始めてはならない。

7.5.10 競技課題の所有権

競技課題は大会開催組織によって所有され、その許可なくして、大会会場から撤去してはならず、いかなる形においても利用してはならない。

8. 評価手順

8.1 評価方法

評価方法には、メジャメント（測定）とジャッジメント（判定）の2通りがあり、それぞれが明確に異なる目的と手順を有する。メジャメント（測定）は、正確性、精密度、および確実な方法で測定できることが前提であるその他の実技を評価するために使用される。ジャッジメント（判定）は、外部の基準を適用した際に見地の小さな差異が起こり得る、実技の質を評価するために使用される。メジャメント（測定）およびジャッジメント（判定）は共に、その評価と採点について、業界やビジネスにおける模範事例を基にした明確な外部基準へ照らし合わせることが要求される。いかなる評点の付与においても、満足する業界標準を達成していることが条件である。

8.2 評価および採点の手順

8.2.1 競技の開始

競技開始に際して、採点責任者に全ての採点準備作業が完了していることを確認すること。

8.2.2 評価採点チーム

競技委員は正・副の2名で評価および採点のチームを組む。

2名の競技委員は以下の理由により他者による補完が可能である。

- ・ ジャッジメント（判定）による得点を調整する
- ・ 見学および訓練目的

採点チームは、メジャメント（測定）における評価および採点を二重で実施しても良い。その場合、2名の競技委員で構成される2チームが別々に評価者および採点者となり、各チームの評点を比較する。差異がある場合は、結果を一致させるために該当する評価細目を再度評価、採点する。

8.2.3 評価採点チームの組織

評価基準項目（副評価基準）ごとに一つの採点様式を作成する。採点様式には評価基準項目（副評価基準）の詳細が記載され、その内容は評価基準項目（副評価基準）の評価細目、直接的評価の基準、各評価細目の最大評点である。各評価基準項目（副評価基準）の採点および/または得点記録につき、1つの採点チームのみが責任を負う。各採点様式にはメジャメント（測定）で採点する評価細目、ジャッジメント（判定）で採点する評価細目、または両方で採点する評価細目を含む。

8.2.4 メジャメント（測定）による評価および採点の特定手順

メジャメント（測定）の採点チームが使用する採点決定方法は以下のいずれかである。

- ・ YESまたはNOの2択
- ・ 指定の基準に一致し、前もって決定した尺度に合致するか否か

上記方法のどちらについて作成し使用するかは、業界およびビジネスにおける模範事例に関連付けなくてはならない。

8.2.5 ジャッジメント(判定)による評価および採点の特定手順

2名の競技委員で構成される各チームは、評価基準項目（副評価基準）の各評価細目において選手が該当する課題を達成したかどうかを採点する。各競技委員は指定された基準に基づき、0から3の得点を付与する。採点を正確に実施するために、競技委員はまず選手の実技とその基準を比較することにより、自身自身の得点を単独で選ぶ。それから得点記録を調整する競技委員が指示するとおりに、同時にそれらの得点を提示する。

0から3点の得点は、以下のとおり業界およびビジネスに関連付けなくてはならない。

- ・0：どの分野においても業界水準以下、または未実施
- ・1：業界水準を満足している
- ・2：業界水準を満足しており、特定の分野においては業界水準を上回っている
- ・3：業界が期待する水準と比較し優秀または極めて優れている

採点法の中で、また採点様式に記録される基準設定において、上記の基準を説明すること。評価チームのガイドとなるように、評価および採点される実技に対して上記基準を適用する。設定した基準は、採点スキームの決定の際に合意され、評価および採点中に変更してはならない。

最終的に合意された得点を記録するために、（原本となる）手書きの採点様式が作成される。これは採点集計システムへのデータ入力に使用され、追跡調査用として保管される。手書き様式を使用せずに採点する場合は、得点を付与する競技委員がタブレットを使用して採点集計システムに直接得点を入力すること。一つの評価細目における得点の開きが2点以上の場合、競技委員はその評価細目について所見を持たなくてはならない。得点の開きを1点以下に縮めるため、基準と照合するため簡単な議論を行うことができる。

選手が評価基準項目（副評価基準）中の特定の評価細目を実施しない場合、各競技委員が付与する得点は0点になる。

8.2.6 評価および採点の順序

全ての評価および採点を外部基準と照合するため、その実施順序について考慮する必要はない。ただし、不一致や不公正な採点行為があった場合は、競技主査は、ジャッジメント（判定）をメジャメント（測定）に優先させる決定をすることができる。

8.2.7 選手の前で行う評価または採点の禁止

職種定義で規定されていない限り、選手の面前で評価および採点を行ってはならない。

8.2.8 各日の評価と採点

各評価基準項目（副評価基準）の評価および採点日は採点集計システムで決定されている。指定日に採点されることが定められている評価基準項目（副評価基準）の得点または評点は指定日に採点集計システムに入力、採点責任者に承認、署名されなければならない。承認および署名は競技2日目19時までに採点集計システムチームから受けなくてはならない。

8.2.9 採点基準による採点方法

- ・採点は、各採点シート担当者が全選手を同じ基準で採点する。
- ・減点方式とする。
- ・各評価項目をA,B,Cで判定し、チェックをつけること。評価項目A,B,Cは以下とする。少しでも問題がある場合はB以下とする。厳しめに判定する。
A: 問題なし（完璧） B: やや問題あり（標準） C: 問題あり（標準以下）
- ・問題が無い場合でも、A欄にチェックをつける。
- ・「計」欄に点数を記入する。この点数は「計」欄の下部にある数字とチェックの数を掛け合わせたものである。また、この点数は減点数となることに注意すること。通常、B欄は0.5点×項目数のマイナス、C欄は1.0点×項目数のマイナスとなる。
- ・C欄が赤になっている項目は、「-2」点の減点項目である。
- ・B以下であった場合には、「不良要因」欄の「要因」に○をつけるか、「その他要因」欄に記載する。

- ・ 「不良要因」欄の「要因」に □箇所、となっている場合は、□に不良数を数字で記載すること。不良数が複数の場合は、×として扱う場合がある。
- ・ 不良があった項目は写真を撮る。
- ・ 減点数<0になった場合は、得点は0とする。

8.3 採点の終了

8.3.1 確認様式

評価の進行とともに、得点および/または評点を手書き採点様式から採点集計システムに入力する。または、携帯端末を使用して、得点および/または評点を採点集計システムへ直接入力することができる。この場合、採点様式は不要となる。指定の採点日の全ての採点様式の評点および/または得点（あるいは採点日が指定されていない場合は職種競技の競技終了後の得点と評点の全て）が入力されると、同日（または終了した競技）の採点集計システム入力は競技主査により締め切られる。採点集計システム入力の締切り後、当該日の全採点様式（採点集計様式を含む）の PDF ファイルが作成され、手書き評点と PDF ファイルを照合して再確認し、懸念がある場合は競技主査に報告する。この再確認作業の主な目的は、手書きの採点様式と採点集計システムに入力された評点との転記ミスを発見し、修正することにある。競技委員が採点の見直しを希望する場合は、競技主査にその理由を報告しなくてはならない。正当な理由と見なされる場合は、独立した個人による問題の解決が求められ、必要に応じて再度評価や採点を実施する。評点を修正する必要がある場合、採点責任者が該当する評価細目を解除し、修正後に再びその評価細目を締め切る。該当する評価細目の採点グループの各競技委員は、修正の同意を確認する書類に連署しなければならない。

8.3.2 評価および採点の終了

評価および評点の採点集計システムへの入力は大会最終日の 19 時までに終了していかなければならない。

8.3.3 競技の終了

競技主査が必要な情報と書類の全てを大会主催事務局に提出し、それらの受領確認書に署名を受け取るまで、競技委員は競技の任務から解放されない。

8.4 採点集計システム

8.4.1 四捨五入

評価基準項目（副評価基準）の各評価細目に付与された評点は、小数点第 1 位までに四捨五入される。小数点第 2 位が 5 以上の場合は切り上げ、5 未満の場合は切り捨てとなる（例：1.05 は 1.1、1.04 は 1.0）。

8.5 過失への対処

過失を発見した際は直ちに競技主査に報告する。過失の発生が合意された場合は、該当部分の評点を採点集計システムに再入力し、採点様式と採点集計様式を新たに印刷して、採点者全員に確認、署名してもらう。最初に入力した様式と差し替え様式の両方が追跡調査用として保管される。

8.6 完成した競技課題の保全

採点が終了し、全選手の採点集計様式に署名が済むまで、完成した競技課題は安全に保管されなければならない。

また、全ての完成課題は写真撮影される。これらの写真は、最初の評価の正確さの是非を究明するために必要な証拠と成り得るので、評価関連の書類と共に安全な場所に保管される。

8.7 結果の公表

選手所属先には、所属全選手の得点、採点結果記入済みの用紙が写真と共に配布される。公式結果は閉会式で発表される。

9. メダルと賞

9.1 金メダル、銀メダル、銅メダル

順位に応じて金メダル、銀メダル、銅メダルが授与される。

9.2 敢闘賞

成績優秀者のうちメダルを授与されない場合は敢闘賞が授与される。

9.3 参加証明書

全選手には参加証明書が授与される。

10. 大会におけるビデオ/写真撮影

10.1 メディア

10.1.1 大会前

大会開始前のホール/建物および作業場内のビデオ撮影は禁止されている。ただし、公式メディアの人員は例外とする。

10.1.2 大会期間中

大会期間中のビデオまたは写真撮影は、指定されたエリアであれば自由に可能である。ただし、ビデオ撮影にあたっては、三脚を使用した固定撮影は禁止する。また、ドローンによる撮影も禁止する。

10.2 その他の認定された関係者

10.2.1 大会前

大会開始前の作業場またはワークステーションでのビデオまたは写真の撮影は競技主査の指示に従うものとする。

10.2.2 大会期間中

大会期間中の作業場またはワークステーションでのビデオまたは写真撮影は競技主査の指示に従うものとする。

11.問題と紛争の解決

技能五輪全国大会において、問題・紛争の解決とは簡潔な疑問の解消から倫理行動規程の重大な違反への対処まで、多岐に渡る。職種限定規則は競技規則の実質的部分を構成しているが、職種定義に記載されている。

11.1 用語の定義

技能五輪全国大会における「問題」「紛争」という言葉は以下の意味で使用される。

- ・ 「問題」は、職種競技の管理と実施に関連する討論または討議の主題または問題点のことである。全ての問題は当該職種競技内において、競技委員会が解決する。
- ・ 「紛争」は、次の事項がエスカレートして発生した論争や口論である。
- ・ 競技委員会で解決できない問題
- ・ 規則・倫理行動規程違反の疑い

11.2 原則および手続きの概要

11.2.1 原則

以下の基本原則がすべての問題と紛争に適用される:

紛争のどの段階であっても、紛争に関わっている、またはその疑いがあるとされる選手と関係者は、（いかなる形であっても）コミュニケーションを取ることはできない。

問題・紛争の解決手順の進行中も、選手は自身の作業を継続できる環境にあること。関連する会議等に出席した場合は、競技を中止していたのと同じ時間を充當する。当該選手の作業は他選手全員と同様の方法、手順で評価される。

「疑わしきは罰せず」「全員に公正な審理を」という、自然的正義が適用される。非難の必要がある際は、特に発する言葉に注意すること。

関連会議に出席する人数は、公平性（参加必須者）および威嚇（参加希望者）のバランスを取り、管理しなくてはならない。これについての決定は、各審理の議長に委ねられる。

競技主査は、全ての事例において結論を導くこと。この結論は最終決定となる。

11.3 罰則

競技ルール違反や手順違反があった場合は、警告を与えることがある。特に、作業中における手順、工法のうち、（1）ルール違反、（2）安全違反、（3）手順違反に注意が必要である。

- ※ (1) 例：Q&A で禁じられている作業・手順、その手順は明らかにずるい（速い）など
- ※ (2) 例：軽微な怪我をした、他人に怪我をさせる恐れがある作業、など
- ※ (3) 例：現場を想定していない作業手順・方法、など
- ・ 出来型に影響を与える事項（出来型で採点ができる作業）、課題終了後でも採点ができる事項、品質に確実に影響があると想定される作業は警告対象としない。つまり、今警告を与えないとい「フェアではない」という場合にのみ、警告の対象とする。
- ・ 一度だけ生じた違反（偶然そうなってしまった、すぐに気付いて直した、など）は警告対象としない。
- ・ 警告に該当すると考えられた場合は、複数名の競技委員で協議し決定する。
- ・ 警告に該当するか否かについての指摘は一切受け付けない。
- ・ 警告は、競技委員主査並びに競技委員副主査が登録指導員を介して与える。
- ・ 警告を与えられた者の氏名と警告内容は、都度、所定の位置に公開する。
- ・ 減点数は、1回目の警告は、減点なし。2回目（同一指摘）は-5点とする。ただし、得点が同点である選手がいる場合には、警告の有無により上位者を決定する。
- ・ パソコンを使用した競技課題の場合、メール等による指示があった、など疑われるような行為の無いよう見学者も含めて注意を促すこと。